

令和4年度答申第48号  
令和4年10月28日

諮問番号 令和4年度諮問第50号（令和4年10月5日諮問）  
審査庁 宮内庁長官  
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、宮内庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項の規定に基づき、懲戒免職処分を受けて退職をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### (1) 国家公務員の懲戒処分

国家公務員法（昭和22年法律第120号）82条1項は、職員が同項各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができると規定し、同項1号には「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（中略）に違反した場合」が、同項3号には「国民全体の奉仕者たるにふ

さわしくない非行のあつた場合」が掲げられている。

(2) 退職手当の支給

退職手当法2条1項は、この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者に支給すると規定している。

(3) 退職手当支給制限処分

ア 退職手当法12条1項は、退職をした者が同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう（退職手当法11条2号）。以下同じ。）は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当支給制限処分」という。）を行うことができると規定し、同項1号には、「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」が掲げられている。

イ 退職手当法12条2項は、退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならないと規定している。

ウ 上記イの書面の様式については、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成21年総務省令第27号）1条1項が別記様式第一のとおりとすると規定している。

(4) 上記(3)のアの「政令で定める事情」については、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）17条が「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成4年11月1日に技術職員として宮内庁（A機関）

に採用されてB課C係勤務を命じられ、平成5年5月1日に総理府技官に任官した後、平成13年1月6日に中央省庁等改革により内閣府技官となり、宮内庁D課E係勤務、同庁B課F係勤務を経て、平成31年4月1日に同庁B課C係勤務・G（H担当）を任じられた。

（人事記録（乙））

- (2) 懲戒権者である処分庁は、令和3年10月29日、審査請求人に対し、国家公務員法82条1項1号及び3号の規定により、懲戒処分として免職とするとの処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）をし、これにより、審査請求人は、退職をした。

なお、本件懲戒免職処分に係る処分説明書の「処分の理由」欄には、「被処分者（注：審査請求人）は、令和3年7月24日（土）自家用車を運転し、I地内に駐車後、飲酒をし、同25日（日）酒気を帯びた状態で、自家用車を運転し自宅へ向かう途中、J地の国道の交差点で停車し仮眠をしていたところ、同日午前6時35分頃、通報を受けた警察官から職務質問とアルコール呼気検査を受け、0.6 mg/Lのアルコールが検出され、逮捕された。（中略）その後、同年8月13日（金）に起訴され、同年10月18日（月）にK地方裁判所にて、懲役7月、執行猶予3年の有罪判決を受けた。被処分者は、令和2年11月には、飲酒による暴力事件により、矯正措置として「厳重注意」を受けている。また、令和3年3月にも酒気帯び運転の容疑で逮捕されている（不起訴処分）。その際、（中略）「戒告」の懲戒処分を受けている。今回の件も含めれば、短期間に3件もの飲酒に関係する問題行為を起こしている。加えて、今回の裁判で、平成19年に酒気帯び運転で人身事故を起こし、罰金刑の略式命令を受けていたことが判明した。今回の事案は、呼気0.6 mg/Lという非常に高い濃度のアルコールが検知されており、非違行為の態様が極めて悪質であること、また、これまでの度重なる非違行為の状況を総合的に勘案し、国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号の規定により、懲戒処分として、免職とする。」と記載されていた（以下上記引用文中の「有罪判決」、「今回の裁判」及び「今回の事案」をそれぞれ「本件判決」、「本件裁判」及び「本件非違行為」という。）。

（懲戒処分書、処分説明書）

- (3) 退職手当管理機関である処分庁は、令和3年10月29日、審査請求人に対し、退職手当法12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部

を支給しないこととする処分（本件支給制限処分）をした。

なお、本件支給制限処分に係る退職手当支給制限処分書の「国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情に関し勘案した内容についての説明」欄には、「被処分者（注：審査請求人）は、令和3年7月24日（土）自家用車を運転し、I地内に駐車後、飲酒をし、同25日（日）酒気を帯びた状態で、自家用車を運転し自宅へ向かう途中、J地の国道の交差点で停車し仮眠をしていたところ、同日午前6時35分頃、通報を受けた警察官から職務質問とアルコール呼気検査を受け、0.6mg/Lのアルコールが検出され、逮捕された。（中略）その後、同年8月13日（金）に起訴され、同年10月18日（月）にK地方裁判所にて、懲役7月、執行猶予3年の有罪判決を受けた。被処分者は、令和2年11月には、飲酒による暴力事件により、矯正措置として「厳重注意」を受けている。また、令和3年3月にも酒気帯び運転の容疑で逮捕されている（不起訴処分）。その際、（中略）「戒告」の懲戒処分を受けている。今回の件も含めれば、短期間に3件もの飲酒に関係する問題行為を起こしている。加えて、今回の裁判で、平成19年に酒気帯び運転で人身事故を起こし、罰金刑の略式命令を受けていたことが判明した。今回の事案は、呼気0.6mg/Lという非常に高い濃度のアルコールが検知されており、非違行為の態様が極めて悪質であること、また、これまでの度重なる非違行為の状況を総合的に勘案し（注：以上の記載は、上記(2)の本件懲戒免職処分に係る処分説明書の「処分の理由」欄の記載と全く同じである。）、退職手当の一部を支給しないこととする処分にとどめることとする事情はなく、また、特に参酌すべき情状は認められないことから、退職手当の全部を支給しない。」と記載されていた。

（退職手当支給制限処分書）

(4) 審査請求人は、令和3年11月27日付けで、審査庁に対し、本件支給制限処分を不服として本件審査請求をした。

なお、審査請求人は、本件懲戒免職処分についても、令和3年11月27日付けで、人事院に対し、これを不服として審査請求をしたが、審査請求人は、令和4年2月2日、本件判決が確定しているとして当該審査請求を取り下げ、本件懲戒免職処分については争わないとしている。

（審査請求書、反論書、令和4年10月17日付け及び同月24日付けの審査庁の事務連絡）

- (5) 審査庁は、令和4年10月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

以下の書面に記載した理由により、本件支給制限処分の取消しを求める。

#### (1) 審査請求書の補正書

ア 本件懲戒免職処分が重すぎる。

(ア) 平成12年3月31日付け職職一68人事院事務総長通知「懲戒処分の指針について」の別紙「懲戒処分の指針」(以下「懲戒処分指針」という。)の第2の4の(1)のイによれば、「酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。」とされているから、酒気帯び運転をしたからといって、免職とされることが必然ではない。

(イ) 本件懲戒免職処分が過去の非違行為も考慮要素としたことは、以下の理由により、適切でない。

- ① 平成19年の酒気帯び運転は、10年以上も前の出来事であるし、当該酒気帯び運転に至った事情等が検討されていない。
- ② 令和2年11月の飲酒による暴力事件については、「嚴重注意」を受けただけで、懲戒処分を受けていない。
- ③ 令和3年3月の酒気帯び運転の容疑については、不起訴処分となり、酒気帯び運転が認定されていないし、「戒告」の懲戒処分を受けるにとどまったから、「疑わしきは被告人の利益」という点からしても、懲戒処分をすべきであったか否かが疑わしい。

(ウ) 本件裁判において、審査請求人は、令和3年7月頃の職場の環境が悪かったことを言い訳にすることなく、「事故後飲酒はしていませんし、自動車の運転もしていません。母が自動車の鍵を管理し、自動車の名義も母に変更しました。通勤は自転車か、母に送迎してもらっています。」と述べており、審査請求人の母は、「私が見守っていこうと思いました。」と述べている。このように、審査請求人は本件非違行為を真摯に反省しており、審査請求人の母は審査請求人の生活・就労環境を整えようとしている。

イ 審査請求人は、元配偶者に対し、同人との間の未成年の子二人の養育費として、一人につき月額4万3,000円を支払うこととされているから、本件支給制限処分をするに当たっては、未成年者の健全な養育(費の確保)

という点も参酌すべきである。

ウ 以上のとおり、本件非違行為は、悪質性が高いとまではいえないものであり、審査請求人の本件非違行為後の言動、勤務状況、本件非違行為時の職責及び退職手当の性質に鑑みると、本件非違行為の内容及び程度と本件支給制限処分による不利益の重大性とは均衡を欠いており、退職手当の全部を不支給とすることは衡平を欠き、重きに失するといわざるを得ない。

## (2) 主張補充書

審査請求人は、29年にわたって宮内庁の職務に従事したが、本件懲戒免職処分を受ける直近5年間（平成27年10月1日から令和2年9月30日まで）の人事評価の平均は、「B」である。それ以前の人事評価については、客観的証拠が存在しないが、人事記録上、何らかの処分を受けたことはうかがわれないから、審査請求人は、良好な人事評価を受けていたものと推認される。このような審査請求人の人事評価からすると、功労報償的性格と賃金の後払い的性格を併せ持つとされる退職手当の全部を不支給とすることは衡平を欠き、重きに失するといわざるを得ない。

## (3) 反論書

処分庁が本件支給制限処分をするに当たり勘案すべき事情（退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条に規定する事情）は、以下のとおりである。

ア 「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について

審査請求人は、本件非違行為により有罪判決（本件判決）を受けたが、実刑に処せられたわけではないから、本件非違行為は、退職手当の全部を不支給とすべき非違行為とはいえない。

イ 「当該非違に至った経緯」について

審査請求人は、職場の環境によるストレスが原因で本件非違行為をするに至ったから、この点を軽減事情として考慮すべきである。

ウ 「当該非違後における当該退職をした者の言動」について

審査請求人は、本件非違行為を素直に認めて反省の弁を述べている。

なお、審査請求人は、本件懲戒免職処分後の令和3年12月1日に勤務場所に荷物を取りに行くため自動車を運転しているが、自動車を運転したのは、この一度だけである。荷物を運ぶという目的のために自動車で勤務場所に行くことは合理的であり、必須であったから、このことをもって審

査請求人が反省していないと評価するのは、誤りである。

エ 「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」及び「当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

捜査機関から報道機関への情報提供は、審査請求人からすれば、不可抗力であるから、本件非違行為が報道されたことは、退職手当の全部の不支給と結び付けるべきではない。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件支給制限処分 of 適否について、退職手当法12条1項、退職手当法施行令17条及び昭和60年4月30日付け総人第261号総務庁長官通知「国家公務員退職手当法の運用方針の制定について」の別紙「国家公務員退職手当法の運用方針」（以下「退職手当法運用方針」という。）第12条関係の各号に照らして整理すると、次のとおりである。

ア 退職手当支給制限処分を検討する際の原則について

退職手当法運用方針第12条関係の1号は、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「退職手当全部不支給処分」という。）を原則とすると定め、同条関係の2号から7号までは、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当一部不支給処分」という。）にとどめることを検討する場合には、勘案すべき事情のそれぞれについて該当する事実の有無を検討すると定めており、処分庁は、以下のとおり、これらの定めに従って本件支給制限処分について検討している。

イ 「当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度」について

審査請求人は、本件非違行為を含めれば、短期間に3件もの飲酒に関する問題行動を起こしていること、平成19年に酒気帯び運転で人身事故を起こし、罰金刑の略式命令を受けていたこと、本件非違行為では、呼気から0.6mg/Lという非常に高い濃度のアルコールが検知されており、非違行為の態様が極めて悪質であることから、これまでの度重なる非違行為の状況を総合的に勘案し、国家公務員法82条1項1号及び3号の規定により、懲戒処分としての免職の処分を受けたものであり、本件は、退職手当一部不支給処分にとどめることを検討すべき場合（退職手当法運用方

針第12条関係の2号のイからニまでに定める場合)のいずれにも該当しない。

したがって、「審査請求人が行った非違の内容及び程度」について、退職手当法運用方針第12条関係の2号に定める軽減事情はないとした処分庁の判断は、妥当である。

ウ 「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」について

審査請求人は、平成4年11月に宮内庁に採用されてから令和3年10月に免職となるまでの間、行政職俸給表(二)の適用を受け、指定職以上の職員ではなく、また、免職となる際には管理又は監督をする地位にもなかった。加えて、本件非違行為は、審査請求人が勤務日ではない日に自家用車を運転中に起こしたものであり、審査請求人が占めていた職の職務に関連したものではない。

したがって、「審査請求人が占めていた職の職務及び責任」について、退職手当法運用方針第12条関係の3号に定める加重事情も軽減事情もないとした処分庁の判断は、妥当である。

エ 「当該退職をした者の勤務の状況」について

(ア) 審査請求人は、令和3年3月にも酒気帯び運転の容疑で逮捕され、不起訴処分とはなったが、これにより、戒告の懲戒処分を受けている。不起訴処分となった理由は、明らかにされていないが、飲酒後10時間程度が経過した後に車を運転して追突事故を起こしていることや、事故発生後、警察官が到着するまでの間に、再び飲酒を行っていたことに鑑みれば、これら一連の行為は、本件非違行為と類似の非違行為と受け止められても致し方がないと考えられる。

したがって、「審査請求人の勤務の状況」について、「過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合」に該当するとして、退職手当法運用方針第12条関係の4号に定める加重事情があるとした処分庁の判断は、妥当である。

(イ) 人事評価の記録によれば、審査請求人の人事評価(全体評語)の平均は、「B」であって、5段階のレベルの中央に位置付けられ、レベル感は、「標準」である。そして、審査請求人の勤務の状況が「標準」を上回って良好であったと認めることができる証拠はない。

したがって、「審査請求人の勤務の状況」について、退職手当法運用方針第12条関係の4号に定める軽減事情はないとした処分庁の判断は、



妥当である。

オ 「当該非違に至った経緯」について

審査請求人は、本件非違行為は職場の環境によるストレスが原因であると主張するが、本件判決においては、運転の必要性和緊急性はないと認定される一方、職場の環境によるストレスや通院は考慮されていない。

したがって、「本件非違行為に至った経緯」について、退職手当法運用方針第12条関係の5号に定める軽減事情はないとした処分庁の判断は、妥当である。

カ 「当該非違後における当該退職をした者の言動」について

退職手当法運用方針第12条関係の6号には、軽減事情として「当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動」が、加重事情として「当該非違を隠蔽する行動」が例示されているが、審査請求人からも処分庁からも、これらの事情に該当する事実は示されていない。

したがって、「本件非違行為後の審査請求人の言動」について、退職手当法運用方針第12条関係の6号に例示されている軽減事情も加重事情もないとした処分庁の判断は、妥当である。

なお、処分庁は、審査請求人が本件裁判の最終陳述において「今後車の運転はしない」と陳述したにもかかわらず、本件懲戒免職処分後の令和3年12月1日に自動車を運転しており、反省の様子が見られず、自らの言動に対しての責任を顧みない行動をしていることから、加重事情が認められると主張し、これに対し、審査請求人は、自動車を運転したのはこの1回だけであるし、勤務場所に荷物を取りに行くために自動車を運転したのであり、荷物を運ぶという目的のために自動車で行くことは合理的であり、必須であったから、審査請求人が反省していないと評価するのは誤りであると主張するが、いずれの事情も退職手当法運用方針第12条関係の6号に例示されている軽減事情や加重事情に該当しない。

キ 「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について

本件非違行為が、審査請求人が所属していた職場の職員の規律の維持や職員の士気に少なからず影響を与えたことは、容易に推測される所であり、その影響が軽微であったとする証拠は、審査請求人からも処分庁からも示されていない。

したがって、「本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について、退職手当法運用方針第12条関係の7号に定める軽減事情はないとし

た処分庁の判断は、妥当である。

ク 「当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

審査請求人が令和3年3月の酒気帯び運転により逮捕されたこと及び同年7月の本件非違行為により逮捕されたことは、いずれも、新聞やテレビで報道されて、厳しい評価がされ、それが報道を通じて国民に広く行き渡ったから、宮内庁及びその職員に対する国民の理解と信頼を著しく損ない、今後の業務に多大な影響を及ぼしたといえる。

したがって、「本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について、退職手当法運用方針第12条関係の7号に定める加重事情があるとすることも考えられる。

なお、審査請求人は、本件非違行為が報道されたことは退職手当の全部の不支給と結び付けるべきではないと主張するが、本件非違行為が報道されたことは、本件支給制限処分の理由とはされていない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、退職手当は功労報償的性格と賃金の後払い的性格を併せ持つから、退職手当の全部を不支給とすることは衡平を欠き、重きに失すると主張する。

退職手当は、勤続報償としての性格を基調とし、賃金の後払いとしての性格や生活保障としての性格が結合した複合的な性格を有しているものである一方で、退職手当支給制限処分は、公務員の非違行為の発生を抑止し、公務の公正性とこれに対する国民の信頼を確保する目的で行われる制裁であると解され、退職手当法において認められた処分である。そして、退職手当法運用方針第12条関係の1号においては、退職手当全部不支給処分が原則とされている。こうした観点から、上記(1)で検討したとおり、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

イ 審査請求人は、①懲戒処分指針によれば、「酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。」（第2の4の(1)のイ）とされているから、酒気帯び運転をしたからといって、免職とされることが必然ではなく、②本件懲戒免職処分が過去の非違行為も考慮要素としたことは適切でないし、③審査請求人は本件非違行為により有罪判決（本件判決）を受けたが、実刑に処せられたわけではないから、本件非違行為は退職手当の全部を不支給とすべき非違行為とはいえないと主張する。

しかし、本件支給制限処分は、審査請求人がした非違行為等を踏まえ、

退職手当法、退職手当法施行令及び退職手当法運用方針に基づいてされたものであり、上記(1)で検討したとおり、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 審査請求人は、①本件裁判において、審査請求人は本件非違行為について真摯に反省していると述べ、審査請求人の母は審査請求人の生活・就労環境を整えようとする姿勢を示したと主張するほか、②元配偶者との間の未成年の子二人に対する養育費として一人当たり月額4万3,000円を支払っているから、本件支給制限処分をするに当たっては、未成年者の健全な養育（費の確保）という点も参酌すべきであると主張する。

しかし、上記①及び②の事情は、いずれも本件支給制限処分を軽減する事情とはいえない。

(3) したがって、本件支給制限処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和3年11月30日
弁明書の受付	: 令和4年4月11日
処分庁への物件の提出依頼（1回目）	: 同年8月17日 (弁明書の提出から約4か月)
処分庁への物件の提出依頼（2回目）	: 同月30日 (弁明書の提出から約4か月半)
本件諮問	: 同年10月5日 (本件審査請求の受付から約10か月)

(2) そうすると、本件では、審理員は、弁明書の受付後、4か月以上が経過してからようやく、処分庁に対し、その弁明書における主張の根拠となる資料の提出を2回に分けて依頼しているが、これらの依頼については、上記のような長期間をかけて、また、2回に分けてすべき事情があったとは考えられない。これらの依頼の手續が速やかにされていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、大幅に短縮されていたものと考え

えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件支給制限処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、本件非違行為により本件懲戒免職処分を受けて退職をした者である（上記第1の2の(2)）から、退職手当管理機関である処分庁は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定に基づき、審査請求人に対し、「審査請求人が占めていた職の職務及び責任」、「審査請求人の勤務の状況」、「本件非違行為の内容及び程度」、「本件非違行為をするに至った経緯」、「本件非違行為後における審査請求人の言動」、「本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度」並びに「本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」の各事情を勘案して、退職手当支給制限処分をすることができる（上記第1の1の(3)及び(4)）ところ、処分庁は、上記の各事情を勘案して本件支給制限処分をしたと主張している（弁明書）。

これに対し、審査請求人は、本件懲戒免職処分が重すぎると主張して（上記第1の3の(1)のイ）、本件懲戒免職処分の適否も争っているが、この点は、本件とは別の手續（本件懲戒免職処分に対する審査請求及び本件懲戒免職処分の取消請求訴訟）で争うべき事柄である。したがって、審査請求人の上記主張は、本件での検討対象とはならない。

また、審査請求人は、元配偶者に対し、同人との間の未成年の子二人の養育費を支払うこととされているから、本件支給制限処分をするに当たっては、未成年者の健全な養育（費の確保）という点も参酌すべきであると主張する（上記第1の3の(1)のイ）が、この点は、退職手当支給制限処分をするに当たり勘案すべき事情とはされていない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(2) そこで、以下、本件支給制限処分をするに当たり勘案すべき上記(1)の各事情について検討すると、以下のとおりである。

### ア 「審査請求人が占めていた職の職務及び責任」について

審査請求人は、平成4年11月1日に技術職員として宮内庁（A機関）に採用され、平成5年5月1日に総理府技官に任官した後、平成13年1月6日に中央省庁等改革により内閣府技官となり、本件非違行為当時

は、宮内庁B課C係に勤務し、H担当のGであった（上記第1の2の(1)）。

審査請求人は、本件非違行為当時、幹部職員ではなかったが、Gという係長クラスの職員であった（昭和40年4月1日付けの宮内庁長官決定「補佐等の設置について」の第7の2項参照）から、幹部職員でなかったことをもって軽減事情とすることは相当ではない。

イ 「審査請求人の勤務の状況」について

審査請求人が本件懲戒免職処分を受ける直近5年間（平成27年10月1日から令和2年9月30日まで）における審査請求人の人事評価（能力評価）の全体評語は、時系列順に「B」、「A」、「B」、「C」及び「B」である（人事評価記録書）。人事評価（能力評価）の全体評語（課長級以下の場合）は、「S（特に優秀）」、「A（通常より優秀）」、「B（通常）」、「C（通常より物足りない）」及び「D（はるかに及ばない）」の5段階とされている（宮内庁人事評価実施規程（平成21年宮内庁訓令第8号）の別紙第2（評語等の解説）参照）から、審査請求人の上記5年間の人事評価（能力評価）の平均は、5段階評価の中位である「B（通常）」であったといえることができる。

審査請求人は、29年にわたり宮内庁に勤務し、良好な人事評価を受けていたと主張する（上記第1の3の(2)）が、審査請求人の人事評価（能力評価）は、上記のとおり、中位の評価であったから、この点をもって軽減事情とすることは相当でない。

むしろ、審査請求人は、本件非違行為前の令和3年3月に酒気帯び運転の容疑で逮捕されて「戒告」の懲戒処分を受けている（同年5月25日付けの懲戒処分書及び処分説明書）から、本件では、退職手当法運用方針第12条関係の4号に定める「過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合」という加重事情があるといえることができる。

ウ 「本件非違行為の内容及び程度」について

本件非違行為は、審査請求人が令和3年7月25日（日）に酒気帯び運転をしたというものであり（上記第1の2の(2)）、当日は、週休日であった（出勤簿）から、本件非違行為は、職務外の私的行為に関する法令違反であるが、本件判決は、本件非違行為について、「被告人（注：審査請求人）は、特段の運転の必要性や緊急性がなかったものとみられるにもかかわらず、呼気1リットル当たり約0.6ミリグラムという高濃度のアルコ

ールを保有した状態で運転を行ったものであるが、現に赤信号で停車中に仮睡状態に陥っていたことなどにも照らすと、非常に危険で悪質である。」として、審査請求人に対し、懲役7月、執行猶予3年の有罪判決を言い渡している（判決書）。

そして、本件懲戒免職処分及び本件支給制限処分は、上記のように、本件非違行為の態様が極めて悪質であること、また、これまでの度重なる非違行為の状況（審査請求人が過去に本件非違行為と類似の非違行為を3回も繰り返していたこと）を総合的に勘案してされている（上記第1の2の(2)及び(3)）から、本件は、退職手当一部不支給処分にとどめることを検討する場合（退職手当法運用方針第12条関係の2号のイからニまでに定める場合）のいずれにも該当しない。

なお、審査請求人は、本件判決が実刑判決でなかったことを軽減事情として検討すべきであると主張するようである（上記第1の3の(3)のア）が、上記のとおり、本件非違行為の態様が極めて悪質であり、審査請求人が過去に本件非違行為と類似の非違行為を3回も繰り返していたことを踏まえれば、本件判決が実刑判決でなかったことをもって軽減事情とすることは相当でない。

したがって、「本件非違行為の内容及び程度」について、軽減事情はない。

#### エ 「本件非違行為をするに至った経緯」について

審査請求人は、職場の環境によるストレスが原因で本件非違行為をするに至ったから、この点を軽減事情として考慮すべきであると主張する（上記第1の3の(3)のイ）。

しかし、仮に、審査請求人が職場の環境によるストレスを感じていたとしても、そのことが酒気帯び運転を正当化するものでないことはいうまでもない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することはできない。

#### オ 「本件非違行為後における審査請求人の言動」について

審査請求人は、本件非違行為を素直に認めて反省の弁を述べていると主張する（上記第1の3の(3)のウ）。確かに、審査請求人の本件非違行為に関する「顛末書」及び本件裁判の記録（判決書、被告人供述調書）によれば、審査請求人は、本件非違行為を認めて反省の態度を示したことが認められる。

しかし、審査請求人は、本件非違行為前に、本件非違行為と類似の非違行為を3回も繰り返している。すなわち、審査請求人は、①平成19年には、酒気帯び運転により人身事故を起こし、略式裁判により罰金刑に処せられ（退職手当支給制限処分書）、②令和2年11月には、飲酒による暴力事件により、矯正措置として「厳重注意」を受け（同月9日付けの審査請求人の「顛末書」及び同月11日付けの「厳重注意」と題する書面）、③令和3年3月には、酒気帯び運転の容疑で逮捕され、不起訴処分になったものの、懲戒処分として「戒告」に処せられている（同月25日付けの懲戒処分書及び処分説明書）。このように、審査請求人は、本件非違行為前に、本件非違行為と類似の非違行為を3回も繰り返していたにもかかわらず、またしても本件非違行為をしているから、審査請求人が本件非違行為を認めて反省の態度を示したことをもって軽減事情とすることは相当でない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

なお、処分庁は、審査請求人が、本件裁判の最終陳述において「今後車の運転はしない」と陳述したにもかかわらず、その後の令和3年12月1日に自動車の運転をしているから、加重事情が認められると主張する（弁明書）が、上記の自動車の運転は、本件支給制限処分がされた同年10月29日より後の事情であるから、本件支給制限処分の適否を判断するに際して考慮する必要はない。

カ 「本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度」及び「本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

本件非違行為は、上記ウのとおり、職務外の私的行為に関する法令違反であるが、テレビ（テレビ局3局（L局、M局、N局））及び新聞（全国紙3紙（O新聞、P新聞、Q新聞）のR版、地元紙1紙（S新聞））で「酒気帯び運転の疑い 宮内庁職員逮捕」などと広く報道されたから、本件非違行為は、宮内庁の公務の遂行に大きな支障を及ぼすとともに、宮内庁の公務に対する国民の信頼を大きく損なうものというべきである。

審査請求人は、捜査機関から報道機関への情報提供は審査請求人からすれば不可抗力であるから、本件非違行為が報道されたことは退職手当の全部の不支給と結び付けるべきではないと主張する（上記第1の3の(3)のエ）が、公務員の非違行為が報道されることにより公務の遂行に支障が生じたり、公務に対する国民の信頼が損なわれたりすることを軽視

することはできない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (3) 以上によれば、本件非違行為は、週休日に酒気帯び運転をしたという職務外の私的行為に関する法令違反であるが、呼気1リットル当たり約0.6ミリグラムという高濃度のアルコールを保有した状態で自動車を運転したというものであるから、極めて危険で悪質な法令違反である。審査請求人は、本件非違行為を認めて反省の態度を示しているが、審査請求人は、本件非違行為前に、本件非違行為と類似の非違行為を3回も繰り返していたにもかかわらず、またしても本件非違行為をしているから、審査請求人が本件非違行為を認めて反省の態度を示したことや本件判決が実刑判決ではなかったことをもって軽減事情とすることは相当でない。そして、審査請求人はGという係長クラスの職員であり、本件非違行為はテレビ及び新聞で広く報道されたから、本件非違行為は、宮内庁の公務の遂行に大きな支障を及ぼすとともに、宮内庁の公務に対する国民の信頼を大きく損なうものというべきである。

これらの事情に照らせば、退職手当が功労報償的性格と賃金の後払い的性格を併せ持つという審査請求人の主張（上記第1の3の(2)）を考慮に入れても、本件支給制限処分が裁量権を逸脱・濫用した違法又は不当なものであるとは認められない。

### 3 付言

本件支給制限処分に係る退職手当支給制限処分書の「国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情に関し勘案した内容についての説明」欄（以下「本件説明欄」という。）の記載は、本件懲戒免職処分に係る処分説明書の「処分の理由」欄の記載とほとんど同じである（上記第1の2の(2)及び(3)）。すなわち、処分庁は、本件説明欄において、退職手当法運用方針第12条関係の2号に定める事情（「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」）については、詳細な説明をしているが、同条関係の3号から7号に定める各事情については、単に「特に参酌すべき情状は認められない」と記載することとどまり、個別に説明をしていない。しかし、これでは、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令が別記様式第一として退職手当支給制限処分書の様式を定め、その様式の中に「国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情に関し勘案した内容についての説明」欄を設けた趣旨に適合していないといわざるを



得ない。

本件説明欄には、処分庁が弁明書に記載した個別事情（弁明書の4の(2)のイの「また、国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情に関して個別に勘案すると」以下に記載した1から6までの個別事情）を記載すべきであった。処分庁においては、今後の運用を改善されたい。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美